

入札公告(説明書)

令和元年 10 月 15 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支 社 長 鈴木 啓之

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 調達機関番号	417
1-2. 所在地番号	15
1-3. 品目分類番号	26
1-4. 契約件名	北陸自動車道 上越管理事務所管内富山県域電気需給
1-5. 契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 鈴木 啓之
1-6. 契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 (TEL) 025-241-5116
1-7. 競争契約の方法	一般競争入札方式
1-8. 競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9. 入札の方法	郵送入札（書留郵便又は信書便）
1-10. 落札者の決定方法	自動落札方式
1-11. 単価表の提出	必要
1-12. 入札保証	不要
1-13. 契約保証	不要
1-14. 契約書の作成	必要
1-15. 契約図書	

(1) 本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①入札公告(説明書)	本書
②契約書案	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
③入札者に対する指示書 (郵送入札)	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【購買等契約】を使用すること
④仕様書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑤金抜設計書	http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑥競争参加資格確認申請書	本書の様式 1 及び 2 のとおり
⑦入札書	上記③入札者に対する指示書様式 1 のとおり
⑧単価表	上記⑤の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑧に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 別表-1のとおり
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第2 調達手続に付する事項（調達概要）

2-1. 調達概要

- (1) 購入等数量 受電所数 仕様書のとおり
予定使用電力量 仕様書のとおり
(注) 予定使用電力量は、使用数量を保証するものではない。
- (2) 案件の仕様 仕様書のとおり
- (3) 電気需給場所 仕様書のとおり
- (4) 電気需給期間 令和2年4月1日 0:00 から 令和4年3月31日 24:00 まで

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（別表-1に示す「競争参加資格確認申請書等」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域4（新潟支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (3) 審査基準日において、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を行っており、自己以外の者への契約期間を満了した電気供給実績を有する者
- (4) (3)における下記証明書類を提出すること。
- ・ 電気事業法第2条の2の規定に基づく登録を行っていることを証明する書類の写し
 - ・ 自己以外の者への電気供給実績が確認できる契約書等の記載事項の写し
 - ・ 上記契約における契約期間満了月の請求書等の写し
- (5) 審査基準日から入札・開札を経て相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本件競争入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場

合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書等の作成

(1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」及び入札書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成にかかる留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式 1)	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること ◇電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づく登録を行っていることを証明する書類を添付すること (資源エネルギー庁ホームページの登録小売電気事業者一覧の写しも可能) ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書 [6] [2] を参照のこと
電気供給をした実績 (様式 2)	◇自己以外の者への契約期間（自動更新契約含む）を満了した電気供給実績が確認できる実績を記載すること ◇なお、記載した実績が確認できる契約書等の記載事項の写しを添付するこ

	と ◇また、記載した実績に係る自己以外の者への電気供給実績について、その契約期間を満了したことが確認できる契約期間満了月の請求書等の写し（自動更新契約の場合、当初契約期間以降の最新の請求書の写し）を添付すること
入札書 （入札者に対する指示書 様式 1）	◇金額は総価とし、業務に関する一切の費用を含めた額を記載すること ◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [9] を参照のこと
単価表	◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [10] を参照のこと

(2) 入札者は、申請書及び入札書を次の手順に従い封筒に封かんしなければならない。

<p>《入札者に対する指示書 [11] 抜粋》</p> <p>① 封筒に、次に示す書類を全て入れて封かんしてください。</p> <p>(1) 「入札書」</p> <p>(2) 「単価表」(出力書面)</p> <p>② 上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載してください。</p> <p>(1) 『入札書在中』</p> <p>(2) 当該電気需給の入札公告(説明書)に示す「件名」</p> <p>(3) 「入札者名」(入札者が法人である場合は法人名のみで可)</p> <p>③ 上記①で封かんした封筒と、次に示す書類を別の封筒に全て入れて封かんしてください。</p> <p>(1) 「競争参加資格確認申請書(様式 1)」</p> <p>(2) 「電気供給をした実績(様式 2)」</p> <p>④ 上記③で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載してください。</p> <p>(1) 『入札書類在中』</p> <p>(2) 当該電気需給の入札公告(説明書)に示す「件名」</p> <p>(3) 「入札者名」(入札者が法人である場合は法人名のみで可)</p>
--

3-3. 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり申請書等を提出しなければならない。

- ①提出期間 別表-1のとおり
- ②提出場所 別表-1に示す契約担当部署
- ③提出方法 書留郵便又は信書便（提出期間内に必着のこと）。持参、普通郵便、電送によるものは受付けない
- ④提出書類 上記 3-2(2) で作成した申請書及び入札書が封かんされた封筒

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日：別表-1のとおり

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書 [7] 及び[8]を参照のこと。

第 4 開札・落札者の決定

4-1. 開札の日時及び場所

(1) 開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ①開札執行日時 別表－１のとおり
- ②開札執行場所 NEXCO 東日本 新潟支社 会議室

(2) 入札者は、開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-2. 落札者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

4-3. 落札結果の通知

(1) 契約責任者は、落札者を決定したときは開札に立会った入札者に対し、落札者の氏名、落札金額を口頭で周知する。なお、開札に立会わなかった入札者に対しては書面により周知する。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ①受付期間 別表－１のとおり
- ②受付場所 別表－１に示す契約担当部署
- ③受付方法 質問書面(様式自由)を持参、書留郵便若しくは信書便より提出すること(受付期間内必着のこと)。普通郵便、電送によるものは受け付けない。なお、質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Office Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。また、質問書面には窓口担当部署、氏名、電話番号及び FAX 番号を併記するものとする。

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次に定めるとおり行う。

- ①回答予定日 原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内(休日を除く)
- ②回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」)に掲載する。

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

5-3. 入札の無効 入札者に対する指示書 [20] に該当する入札は無効とする。

5-4. 苦情の申立て 本手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府 政府調達苦情検討委員会事務局, 電話 03-5253-2111)に対して苦情の申立てを行うことができる。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 鈴木 啓之 殿

住 所

会社名

代表者

印

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

令和元年10月15日付けで入札公告のありました『北陸自動車道 上越管理事務所管内富山県域電
気需給』に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓する
とともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記件名の入札手続きには参加しません。
- ・今後、落札者決定までの間において、上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

○電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を行っていることを証明する書類

○電気供給をした実績を記載した書面(様式2)

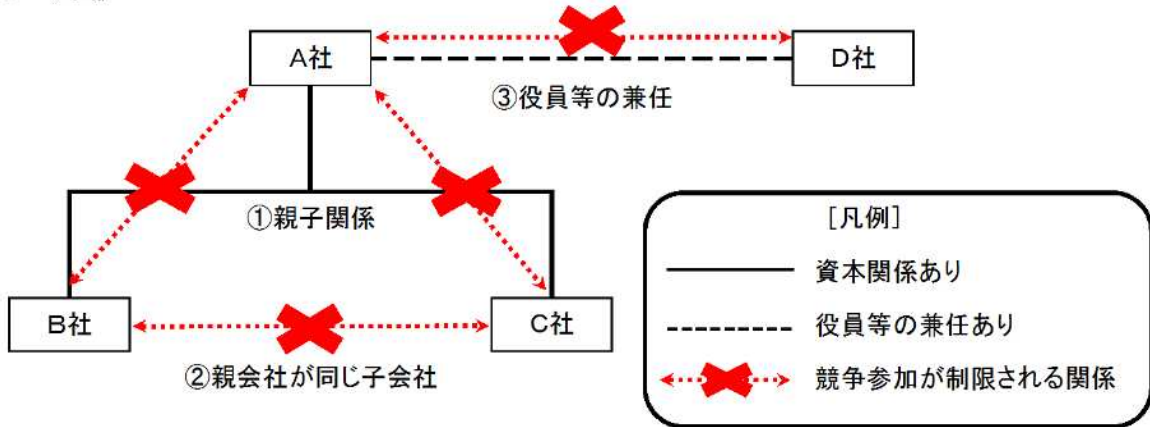
注)「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

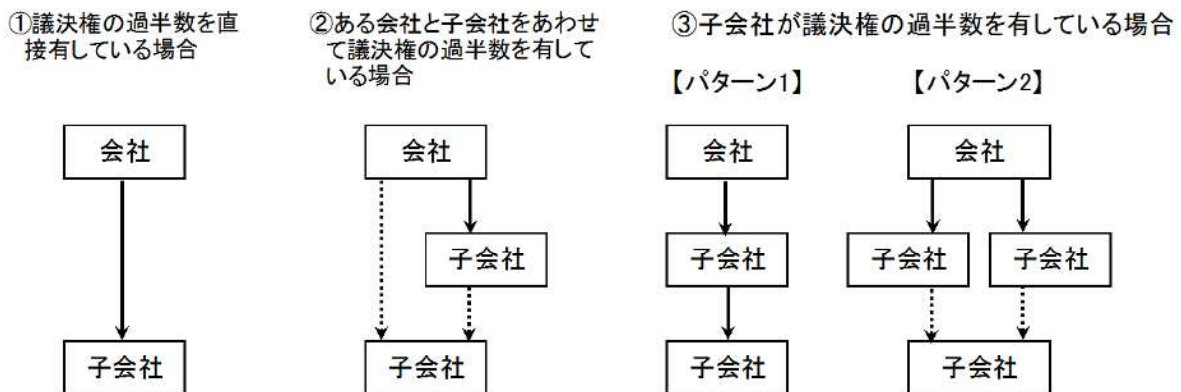


○子会社と親会社の関係(例)

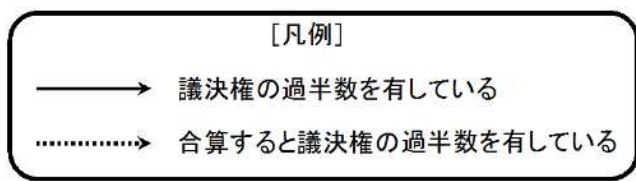
ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。



電気供給をした実績

会社名 _____

契 約 名 称 等	件名	
	電気需給場所	
	電気需給期間	
	発注者	
	備考	

- ※ 1 自己以外の者への電気供給実績について、その契約期間（自動更新契約含む）が満了した電気供給実績を1件記載するものとする。
- ※ 2 記載した実績が確認できる契約書等の記載事項の写しを添付すること。
- ※ 3 記載した電気供給実績における契約期間を満了したことが確認できる契約期間満了月の請求書等の写し（自動更新契約の場合、当初契約期間以降の最新の請求書の写し）を添付すること。

入札手続きに関する期間等

契約件名	北陸自動車道 上越管理事務所管内富山県域電気需給
------	--------------------------

契約責任者	役職名	新潟支社長
	指名	鈴木 啓之
契約担当部署	郵便番号	〒 9 5 0 - 0 9 1 7
	住所	新潟県新潟市中央区天神 1 - 1
	部署名	NEXCO東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
	電話番号	0 2 5 - 2 4 1 - 5 1 1 6
開札場所	NEXCO東日本 新潟支社 会議室	

入札公告日	令和元年10月15日 (火)
① 審査基準日	令和元年12月4日 (水)
② 契約図書の配布期間	令和元年10月15日 (火) から 令和元年12月4日 (水) まで
③ 本件競争入札に関する 質問受付期間	令和元年10月15日 (火) から 令和元年11月26日 (火) 16時00分まで
④ 質問に対する回答期間	質問書受領日から 5 日間以内に回答 (休日除く。)
⑤ 競争参加資格確認申請 書等の提出期間	令和元年10月15日 (火) から 令和元年12月4日 (水) 16時00分まで
⑥ 競争参加資格確認結果通知日	令和元年12月20日 (金) を予定
⑦ 競争参加資格がないと認められた者 に対する理由の説明要求期限日	令和2年1月7日 (火)
⑧ 入札書の提出期限	令和元年12月4日 (水) 16時00分
⑨ 開札日時	令和元年12月25日 (水) 15時30分